

令和 6 年 7 月 9 日
地域振興部区民協働推進担当

令和 5 年度協働推進の取組

1 組織体制

(1) 江東区区民協働推進会議

[設置目的]

協働事業提案制度における協働事業の選考及び評価を行うとともに、区の協働推進に関して専門的見地及び区民の視点に立った意見を述べる。

[構成員]

学識経験者、中間支援組織、公募区民、市民活動団体、産業団体、公益活動団体、地域振興部長

(2) 江東区協働推進検討委員会・幹事会（庁内組織）

2 「協働事業提案制度」の実施

4～6月 提案募集

＊事前相談（4月3日～4月28日） 3事業

＊三者調整（事前相談終了後～6月7日） 3事業

＊提案書提出（事前相談終了後～6月16日） 2事業

7月 6日 仮審査（書類審査） 2事業（通過1事業）

＊三者協議（仮審査終了後～8月4日） 1事業

＊提案書提出（三者協議終了後～8月10日） 1事業

8月29日 本審査（公開プレゼンテーション） 1事業（通過1事業）

9月中旬 採択事業決定

・みどりの子育て支援事業～公園の自然を活用した乳幼児の外遊び推進

3 中間支援組織の運営

令和3年度から4年度にかけて検討した中間支援組織「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」を令和5年4月に開設した。運営は、江東区社会福祉協議会に委託。

<中間支援組織の支援機能>

- ①情報収集・発信
- ②交流機会の創出
- ③連携・協働のコーディネート
- ④相談助言・セミナー開催
- ⑤活動場所の提供等
- ⑥助成金等に関する情報提供

4 コミュニティ活動支援サイト“ことこみゅネット”の運用

令和5年4月から、中間支援組織に管理運営を委託した。

登録団体数等 (R6. 3. 31 現在)

5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
204団体	190団体	187団体	220団体	216団体

※ 登録団体区分は NPO 法人、ボランティア団体、町会・自治会、社会教育関係登録団体
男女共同参画登録団体、任意団体、その他企業・区所管部署

※ 令和3年度にサイトリニューアルに際して登録団体の現況調査を行った。

5 協働啓発事業の実施

協働を推進するため、区民、市民活動団体、職員への啓発及び活動の活性化を目的に実施した。

(1) 職員研修 対象：新規採用職員（新任・転任研修）

令和5年4月26日 「区民協働」

(2) 協働啓発事業 対象：区民、市民活動団体

令和5年4月から、中間支援組織に管理運営を委託した。

令和6年度協働推進の取組（予定）

1 組織体制

- (1) 江東区区民協働推進会議
- (2) 江東区協働推進検討委員会・幹事会

2 「協働事業提案制度」の実施

市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れ、団体と区とが協働して、様々な地域課題の解決を図るとともに、団体活動の活性化を図ることを目的として実施する。令和6年度は、自由提案のみ募集する。

3 「ステップアップ事業補助金」の開始（令和6年度新規）

区民のコミュニティ活動に対する関心を高め、地域貢献活動団体の活動の充実を図りながら、地域のつながりの活性化に取り組むことを目的として、地域貢献活動団体が主体的に行う地域貢献につながる新たな事業について、中間支援組織が事業の支援を行いながら、経費の補助を実施する。

4 中間支援組織の運営

令和5年4月に開設した中間支援組織「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」について、引き続き江東区社会福祉協議会に運営を委託し、地域貢献活動団体等を支援していく。

- ① 情報収集・発信
- ② 交流機会の創出
- ③ 連携・協働のコーディネート
- ④ 地域貢献活動への支援・補助（ステップアップ事業補助金）【新設】
- ⑤ 相談助言・セミナー開催
- ⑥ 活動場所等の提供
- ⑦ 助成金等に関する情報提供

4 協働啓発事業の実施

職員の意識改革を図るため、職員を対象とした研修を今後も実施していく。区民向けセミナーについては、中間支援組織において実施する。

5 協働推進の検討

協働を推進していくための新たな方法を江東区区民協働推進会議等で検討していく。